

## 出席停止の取扱いについて

下記の感染症に罹患した場合は、学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止になります。医師の登校許可が出ましたら、保護者の方で「登校許可証明書」(きりとり線以下)をご記入の上、学校にご提出ください。なお、場合により別途書類をご提出いただく可能性がありますのでご承知おきください。

学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。

	病 名
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群 (MERS)、鳥インフルエンザ (H5N1)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第 2 種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1 を除く)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス族のコロナウイルスであるものに限る)
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

- ※ 1 出席停止の期間は感染症の種類に応じて基準が定められています。医師に指示された期間は、感染予防のため自宅で療養してください。
- ※ 2 インフルエンザの出席停止期間は、発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまでです。
- ※ 3 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまでです。

----- きりとり線 -----

令和 年 月 日

## 登校許可証明書

愛知県立岡崎西高等学校長 様

年 組 番 氏名

- ・病 名 ( )
- ・出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- ・医療機関名 ( )

上記の者は、医師より登校許可が出ましたので、報告します。

保護者名